- 1 「短期滞在」で在留中の方
- ⇒「短期滞在(90日)」の在留期間更新を許可します。
- 2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方
- ⇒「特定活動(6**か月・**就労可)」への在留資格変更を許可します。
- (注1)従前と同一の業務(※)に従事する場合が対象となります。
 - ※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関係する業務(技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職 種・作業一覧」の各表内の職種・作業(「7 その他」を除く。))」で就労することも可能です。
- (注2)「特定活動(インターンシップ(9号),製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が,<u>従前と同一の受入機関及び業務で就労</u>を希望する場合は 同様に許可します。
- (注3)「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。
- (注4)「特定活動(サマージョブ(12号)」で在留中の方で,従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動(3か月・就労可)」への在留資格変更を許可します。
- 3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合
- ⇒「特定活動(**6か月・**週28時間以内のアルバイト可)」への在留資格変更を許可します。
 - (注1) 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業(修了)した方に限られます。
 - (注2)「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。
- 4 その他の在留資格で在留中の方(上記2又は3の方で,就労を希望しない場合を含む)
- ⇒「特定活動(<u>6か月</u>・就労不可)」への在留資格変更を許可します。
- (注)上記1~4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細はこちらを御覧下さい。